

# 令和7年第2回定例会会議録（第2号）

令和7年6月12日

## ○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	職員課長	河野幸夫
市民税課長	佐保博士	資産税課長	十川宏治

財 政 課 長	河 野 文 彦	観 光 課 長	牧 宏 爾
ひと・くらし支援課長	佐 保 敬 太	健康推進課長	末 房 日出子
施設整備課長	籠 田 真一郎	教育部次長兼 図書館供創交流課長	稲 尾 隆
教育部次長兼 教育政策課長	森 本 悦 子		

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	尾 崎 美由紀	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 任	首 藤 卓 也	主 任	定 宗 隆一郎
主 事	今 留 蓮	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第2号）

令和7年6月12日（木曜日）午前10時開議

第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（小野正明） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○8番（日名子敦子） 自民新政会、日名子敦子でございます。会派を代表いたしまして議案質疑をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

初めに、議第52号令和7・8年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定の締結について質問いたします。

今回、旧平尾邸の施設整備の実施に当たり、なぜ市が直接事業を行わず、B－b i z L I N Kとの協定を締結し実施しようとするのでしょうか。

また、B－b i z L I N Kがプロポーザルで設計・施工業務の公募を行った理由を御答弁願います。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

B－b i z L I N Kがこれまで本市の地方創生に果たしてきた役割・実績等を踏まえ、旧平尾邸の管理運営を行う指定管理者の視点を持って、B－b i z L I N Kに歴史的建造物を活用した新たな観光の形をプロデュースさせ、本市と連携して、旧平尾邸の施設整備等を実施し、旧平尾邸を観光及び地域の拠点として保存・活用するため、B－b i z L I N Kを協定の相手とするものでございます。

特に、旧平尾邸については、宿泊施設、カフェ機能などを想定しておりますが、いかに多くの観光客に情報発信し、浜脇地区に足を向けてもらうかが重要なことでございます。

加えまして、本市の観光の課題である宿泊日数を増やすとともに消費単価を上げるため、さらにインバウンド向けのコンテンツとしての整備が必要と考えられることから、収益性や運営時のオペレーション等を踏まえ、指定管理者であるB－b i z L I N Kによる民間の発想で設計・施工を行うほうがより効果的に事業実施が可能になると考えております。

また、平尾邸利活用方針検討委員会からも、今後放置することでさらに老朽化が進行することが考えられることから、早期の対応が望まれると付帯意見が付されており、B－b i z L I N Kの長所でございますスピード感についても期待しているところでございます。B－b i z L I N Kの定款におきましても、歴史的建造物等の施設の保守及び管理運営事業を記載しており、本事業の取組を明確にして推進してまいります。

今回の施設整備事業は、これまでの歴史的建造物の修繕等の幅広いノウハウや、実績を有する事業者を選定し、施設運営を踏まえた施設の設計・施工をすることが重要でございます。そのため、指定管理者でございますB－b i z L I N Kがプロポーザル方式により事業者の選定を行ったところでございます。

○8番（日名子敦子） B－b i z L I N Kが観光振興や起業・創業支援等の様々な事業を展開していることは理解しています。このようなソフト事業に関しての実績はございますが、工事等のハード事業はあまり手がけてないものと認識しております。公共事業を行う場合は、設計・施工管理が必要となりますが、B－b i z L I N Kにそのような専門の職員がいらっしゃるのでしょうか。また、今後どのような管理体制を取るのでしょうか。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

旧平尾邸の利活用については、先ほどの検討委員会の提言書の方針に沿って本改修を進めてまいります。改修に関しましての有資格者につきましては、本事業は観光地域資源としての活用はもちろんのこと、国の有形文化財登録も目指す考えでございますので、発注業務の中の工事監理業務において資格を有する者が管理業務を行うとともに、B－b i z L I N Kでも専門のアドバイザーを入れながら、事業を推進してまいります。

別府市といたしましても、B－b i z L I N Kと締結いたしました旧平尾邸施設整備等に関する基本合意書及び令和7・8年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定に基づきまして、設計・施工に関して観光課を中心に、関係部署とともに確認し、施設整備及び施設整備後の利活用においても相互に連携して取り組んでまいります。

○8番（日名子敦子）では、今回の協定を締結しようとするに当たって、当初予算において施設整備等に要する予算が計上されておりますけれども、この予算はどの部署がいつ作成したのでしょうか。また、積算の根拠についても御答弁をお願いします。

○観光・産業部長（日置伸夫）お答えいたします。

本事業の実施に当たりましては、当初から建設部と連携して取り組んでおるところでございます。予算の積算につきましては、令和5年度に実施した平尾邸利活用等可能性調査における概算額や、他都市等における歴史的建造物改修費用等を参考にしながら、関係部署とも確認を行い、予算計上いたしております。

○8番（日名子敦子）今回の旧平尾邸の公募型プロポーザルの実施に当たりまして、どのような手順で進めてきたのでしょうか。特に、公募の公告から決定までの経緯について御答弁ください。

○観光・産業部長（日置伸夫）お答えいたします。

プロポーザルにつきましては、今年の4月から5月にかけて実施しております。公募に際しましては、B－b i z L I N Kホームページにて公告を行い、提案書を受け付けております。申請につきましては、共同事業体1社からの提案を受け付け、その後、審査を経て事業者を決定いたしました。

また、別府市とB－b i z L I N Kにおいて、旧平尾邸施設整備等に関する基本合意書を交わし、この中で別府市とB－b i z L I N Kが相互に連携いたしまして、歴史的建造物である旧平尾邸の外観及び内装、並びに庭、その他の敷地内の施設整備を行うことにより新たな別府の観光拠点及び地域拠点として保存・活用することとしており、この基本合意書等に基づきまして、別府市とB－b i z L I N Kにおいて令和7・8年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定を締結いたしました。

この協定につきましては、本議会の議決を得た後に本協定として成立するものでございます。

○8番（日名子敦子）では、市には工事や契約等に係る専門部署が存在しておりますけれども、予算作成から現在に至るまで、市の関係部署はどのように関わっておりますか。

○観光・産業部長（日置伸夫）お答えいたします。

旧平尾邸につきましては、寄附のお申込みをいただきました令和5年度から平尾邸利活用等可能性調査を始め、先進事例等の調査研究、平尾邸利活用方針検討委員会など常に建設部等と連携し取り組んでまいりました。

また、文化財登録に関しましては、教育委員会と協議を重ねるなど、様々な関係部署に意見・協力をいただきながら取り組んでいるところでございます。

○8番（日名子敦子）では、施設整備に係る今後のスケジュールと、また今後市はどのように関わっていくのかを御答弁ください。

○観光・産業部長（日置伸夫）お答えいたします。

今後の予定でございますが、令和7年度につきましては設計業務及び車庫倉庫附属屋等の解体工事を行う予定でございます。令和8年度から建物の改修工事に入り、外構や庭園の工事を経て、令和9年度の開館を目指しているところでございます。

別府市といたしましても、基本合意書及び協定書に基づき、実施状況等について報告を求め確認してまいります。

○8番（日名子敦子）今回、B－b i z L I N Kと協定を締結することで、今後、B－

b i z L I N Kが決定した共同事業体の設計・施工管理を行うこととなりますが、市の財産であることを鑑み、市が今後事業について設計から施工、さらには管理運営までしっかり確認しなければならないのではないかと考えます。

旧平尾邸は、市が寄附を受けたものでありますし、最終的には市に引き継がれる財産です。今回の事業費が5億を超える大型事業であることを考えますと、市はしっかりと事業の確認を行うとともに、その進捗状況を適宜議会へ報告していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（阿部万寿夫） 今後、事業者が設計・施工を行ってまいります。別府市といたしましても設計段階からB－b i z L I N Kとも連携し、市の関係部署、特に専門的な知識を有する技術職員らとともに確認を行ってまいります。

また、進捗状況につきましては、可能な限り適宜議会へも報告してまいります。

○8番（日名子敦子） その点が全てなのかなと考えております。繰り返しになりますけれども、B－b i z L I N Kが観光振興や産業連携に実績を上げていることは理解しております。しかし、取り組んでいる事業が公共性の高いことや、公金を活用していることを踏まえ、議会に対して積極的な進捗状況の提供をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では続きまして、議第44号令和7年度一般会計補正予算（第1号）観光施設管理に要する経費について質問いたします。

先日、九州横断道路の鉄輪エリアで、たまたま渋滞に巻き込まれました。聞いてはおりましたが、こんなにも渋滞するんだなど大変驚きました。この地域の皆様にも大変御迷惑をおかけしているようです。営業を休止している山地獄の駐車場を今回整備するということですが、駐車場を整備する目的や経緯についてお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

鉄輪地区、特に地獄めぐり周辺では、連休や観光シーズンを中心にオーバーツーリズムによる交通渋滞が頻発しており、地域団体や住民の皆様から対応を求める声が寄せられております。特に、近隣にお住まいの方からは、車で家から出入りができないといった切実な声もお聞きしております。

こうした状況を踏まえまして、観光客や市民の方々が安全かつ快適に利用できる交通環境を確保するため、鉄輪の旧山地獄前に約30台が駐車可能な市の駐車場を整備するものでございます。

○8番（日名子敦子） 問題解決の一端を担うことを期待しております。

それでは、土地は民有地ということですが、今後は購入するのでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

土地は民有地ですので、当面は賃貸借契約を結び、整備をしてまいります。課題等を整理した上で、将来的には購入を検討しております。

○8番（日名子敦子） 駐車スペースは約30台を見込んでいたと伺いました。駐車場の料金については、どのように考えておりますか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

料金設定につきましては、周辺の有料駐車場の相場を参考に検討しているところです。地域とのバランスや利用実態を考慮して決定してまいります。1時間200円程度と想定しております。

○8番（日名子敦子） では、その駐車場の管理についてはどのように考えてますか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

管理につきましては、管理業者に委託をする予定でございます。

○8番（日名子敦子） では、この駐車場を整備して、どのくらいの渋滞が緩和されると予

想していますか。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

鉄輪地区は本来歩いて回遊していただく観光エリアと考えておりますが、駐車場につきましては地獄めぐり等の観光施設にはあるものの、一般の駐車場が非常に少ないのが現状でございます。今回、市が整備する有料駐車場の駐車可能台数は30台を予定しておりますが、駐車する車の入替えによって利用台数が増えることにより、渋滞の緩和につながるだけでなく、鉄輪全体への回遊性が高まるものと考えております。

今後も引き続き現状の把握に努めまして、オーバーツーリズムの抑制等の必要な施策について検討してまいりたいと考えております。

○8番（日名子敦子） 観光客が多いことは別府市としても大変歓迎いたしますけれども、地域に御迷惑をおかけすることになりましたら元も子もないのかなと考えます。お正月にはこの整備も間に合うと伺いましたので、今後も鉄輪地獄エリアの課題解決をお願いいたします。

では続きまして、議第44号令和7年度一般会計補正予算、小学校の施設整備に要する経費についてお尋ねします。

学校の屋外トイレの整備ということですが、市内の小中学校のうち、この3校だけに設置することに至った経緯はどういうことでしょうか。また、屋外トイレの整備がこのタイミングで補正予算計上された理由を御答弁願います。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

学校屋外トイレの環境整備について要望いただきましたことから、市内の小中学校全ての屋外トイレを点検いたしました。その結果、これまでも状況に応じて洋式化等の整備を進めてはいましたが、境川小学校及び山の手小学校の屋外トイレは男女の区別がない男女共用の構造であり、また緑丘小学校には、市内で唯一校内に多目的トイレが設置されていない状況でありました。以上のことから、この3校に設置をすることとなりました。

また、補正予算計上した理由についてでございますが、学校の屋外トイレは、平常時には児童生徒のみならず社会体育等でも使用されており、また今後危惧されます南海トラフ地震などの大規模災害時には、体育館以外に運動場も一時避難所として活用してまいりますので、屋外トイレの環境整備は緊急性が高いと判断をいたしました。さらには、本事業には交付税措置率が70%である緊急防災・減災事業債を財源として活用する予定ですが、この制度が令和7年度、本年度までの時限措置でありますことから、今回補正予算として計上いたしました。

○8番（日名子敦子） 答弁のとおり、学校の多くは有事の際に避難所としても運用されますので、トイレの整備は防災の観点からも重要と認識しております。

今回のトイレの整備は屋外ですし、トイレの防犯対策はどのようになっていますか。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

まず、防犯対策上死角にならない場所に設置をするとともに、入り口部分の目隠しフェンスには人の出入りが分かる視認透過性のあるものを設置する予定でございます。また、多目的トイレには非常警告等を設置いたします。

○8番（日名子敦子） 設置後の維持管理や清掃などはどのようになっていますか。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

清掃は、これまで同様児童生徒が日常的な清掃を行うとともに、年に2回、委託業者による清掃を予定しております。施設・設備の維持管理もこれまで同様、必要に応じて修繕等の対応を行ってまいります。

○8番（日名子敦子） 子どもたちが日々清掃してくれるということですが、やっぱりちょっと行き届かないところもあるかもしれないので、年に2回委託業者に清掃を予定

しているということで、しっかりそのところは子どもたちが使いやすいようにお願いしたいと思います。

この3校の屋外トイレは、今年度中にはほぼ同時進行で整備が行われると伺いました。学校ですし、行事等にも配慮し、また、現存のトイレの解体から新設まで子どもたちの安全面にも十分配慮していただきたいと思います。

では続きまして、議第50号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について伺います。

市営中原住宅を用途廃止するということですが、まず中原住宅の概要を御答弁ください。

○施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

市営中原住宅は原町にある、昭和25年に建設され、約75年が経過している木造平家建ての合計10戸の住宅であります。敷地面積は約1,100平米、約340坪であります。

○8番（日名子敦子） では、用途廃止に至った経緯と今後の利活用について教えてください。

○建設部長（山内佳久） お答えいたします。

市営中原住宅につきましては、別府市公共施設再編計画の中で、施設老朽化に伴い居住者が退去後に廃止するという方針となっております。今年の3月末に全ての入居者が退去されましたので、用途廃止を今回行うものでございます。

今後につきましては、建築物を解体するとともに、売却の方針で関係課と協議等を行っていく予定となっております。

○8番（日名子敦子） 築75年になるということですか。先日、見に行ってみましたが、築年数以上に木々やツタ科の植物に建物が覆われていましたので、大変驚きました。今後、売却の予定ということですので、売却に向けて解体、測量そして売却を適正に進めていただきたいと思います。

以上で議案質疑を終わります。ありがとうございました。

○6番（重松康宏） 公明党の重松康宏でございます。本日もよろしくお願いをいたします。

では、順次質問をさせていただきます。議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算、小学校の施設整備に要する経費についてお伺いをいたします。

市内小学校に多目的トイレ付き屋外トイレを設置するための整備工事については、先ほど日名子議員が詳しく質問されましたので、重複を避けて何点かお伺いをいたします。

今回、3校に設置をするまずトイレの設備について、どのような内容なのか御説明ください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

今回、整備を予定しております屋外トイレにつきましては、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレで構成され、入り口はそれぞれ別々でございます。それぞれの仕様は、男子トイレには大便器1、小便器2、手洗い1、女子トイレには大便器2、手洗い1、そして多目的トイレには大便器1、手洗い1、ベビーベッド1、ベビーチェア1を備える予定でございます。

大便器は全て洋式、男子小便器は低リップタイプといたしまして、子どもでも使いやすい形状のものを用いる計画でございます。

○6番（重松康宏） 多目的トイレにはベビーベッド、またベビーチェアが設置されるということで、乳幼児連れの方は大変喜ばれるかなと思いますけれども、若干オストメイト用の多目的トイレがちょっと今回設置されないということで、そのところは残念に感じました。

それでは、その屋外トイレの場所はそれぞれどこに設置をするのか、またどのようにして設置場所を決定したのか、お伺いをいたします。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

まず、境川小学校につきましては、現在管理棟近くの階段上のスタンドの途中に設置をされていますので、利用者の利便性を図るため、グラウンドの入り口付近に新設を予定しております。

次に、山の手小学校は現在、体育館横のスペースにございます。これをプール横に新設し、プール授業でも使用が可能となります。

最後に、緑丘小学校は現在グラウンドの東端にございます。これを、校舎と体育館の間のグラウンド西側に新設をいたしまして、校舎、体育館、いずれの場所からでもアクセスができるようにします。3校とも学校や庁内関係課と協議を重ねまして、防犯対策上死角にならない場所、さらには学校活動や施設利用者に支障のない場所を設置場所として決定をいたしました。

- 6番（重松康宏）ありがとうございます。今御説明ありましたように、防犯対策、またふだんの学校活動等に支障がないことを十分考慮した上で、学校等と協議をして決定したとのことで理解をいたしました。

それでは最後に、3校以外の市内小中学校の屋外トイレについては、今後どのような整備計画を持っているのか、お伺いをいたします。

- 教育部長（矢野義知）お答えいたします。

これまで学校の屋外トイレにつきましては、状況に応じて整備を進めてきましたが、改めて今回調査した結果、今回の3校以外の屋外トイレにつきましては、必要に応じて修繕工事等で対応できると考えておりますので、今後年次計画で整備を行っていく予定でございます。

- 6番（重松康宏）ありがとうございます。今後、トイレの新設、また改修におきましては、屋外トイレに持たれがちなイメージ、汚い・暗い・臭い・怖い・壊れているといった、いわゆる5Kのイメージを払拭していただき、利用される方が安心して快適に利用できるよう整備、また管理運営をよろしくお祈りをいたします。

続きまして、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算、住民税非課税世帯等生活支援特別給付金支給に要する経費の中で、定額減税補足給付金3億8,000万円が計上されておりますが、この給付金の概要についてお伺いをいたします。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕）お答えします。

定額減税補足給付金につきましては、昨年の令和6年に1人当たり所得税3万円、住民税1万円の合計4万円を上限に行われました。特別減税の際、税額が低く、4万円の上限額まで減税し切れない方につきましては、その差額を調整給付金として給付を行いました。

今年度は、令和6年の所得税を算定する課税情報が確定したことにより、本来の減税額を求めることで改めて給付金額を算定し、本来給付すべき所要額と、昨年給付した給付金との差額が生じた方に対しまして、不足額給付として支給するものです。

- 6番（重松康宏）ありがとうございます。昨年実施をした定額減税補足給付の額に不足のある場合に、追加で今回給付をするということですが、実際どのような人が対象になるのでしょうか、教えてください。

- ひと・暮らし支援課長（佐保敬太）お答えいたします。

本給付金の対象となるのは、令和7年1月1日時点で、別府市に居住されており、令和5年所得に比べ令和6年所得が減少したことにより、令和6年所得税算出額が当初調整給付の際に算出した推計所得税額を下回った方や、子どもの出生等により、令和6年中に扶養親族が増えた方、また、令和6年の定額減税の際、青色事業専従者、白色事業専従者などで、本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主、世帯員に該当していない方などがございます。

対象者はおよそ1万2,000人と見込んでいます。

○6番（重松康宏）ありがとうございます。それでは、この給付金の支給については1万円単位とのことですが、これについて詳しく説明をしてください。

○ひと・くらし支援課長（佐保敬太）お答えいたします。

本給付金につきましては、本来給付すべき所要額と昨年給付した給付金額との差額を、不足額給付として支給するものでございます。この差額につきましては、1万円未満の部分があれば、その部分を1万円に切り上げて支給するものでございます。例えば、本来給付すべき所要額と昨年給付した給付金額との差額が1万2,000円であれば、2,000円の部分を1万円に切り上げて支給額は2万円となります。

○6番（重松康宏）ありがとうございます。前回の調整給付のときと同じ給付方法ということで理解をいたしました。

では最後に、この給付金が対象者に支給されるまでの流れはどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○ひと・くらし支援課長（佐保敬太）お答えいたします。

給付金が対象者の方に支給されるまでの流れにつきましては、まず対象者の方に支給確認書を郵送いたします。支給確認書がお手元に届きました対象者の方につきましては、支給確認書に記載されています内容を確認していただき、連絡先等、必要事項を記入していただいた後、支給確認書を給付金事務局に返送もしくはオンラインにて申請していただきます。支給確認書が給付金事務局に返送されましたら、受付、審査を行い、不備がなければ給付金を振り込むこととなります。

○6番（重松康宏）ありがとうございます。約1万2,000人の方が支給を受けられるとのことで、円滑に手続等が進められるよう、体制をしっかりと整えていただきたいと思います。

また、給付金を装った詐欺メールが横行しております。被害に遭わないよう、十分注意をしていただく注意喚起を行う必要もあると思いますので、その点につきましてもぜひともよろしくお伺いをいたします。

それでは、最後の質問に参ります。予防接種に要する経費ということであります。

带状疱疹ワクチンの定期接種化に伴い、4,400万円余りが計上されております。この事業についてお伺いをいたします。带状疱疹ワクチンの接種費用の助成につきましては、公明党は各自治体で推進をしまいにいたしました。別府市においても、長野市長の英断により、令和6年2月から50歳以上を対象に助成を始めていただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

それとともに、国においては国会質問等で定期接種化を強く訴えてきた結果、令和7年4月から定期接種化が実現いたしました。市民の方からはこの定期接種について、ちょっと分かりにくいとの声をよくいただきますので、幾つか質問をさせていただきます。

まず、この定期接種とはどういうことなのか、教えてください。

○健康推進課長（末房日出子）お答えいたします。

定期接種とは、予防接種法に基づき、法律で定められた回数や時期に市区町村が実施する予防接種のことです。集団免疫を形成し、感染症の流行の予防を目的とし、接種するように努めなければならない努力義務のあるA類疾病と、個人の感染予防を目的としたB類疾病があります。带状疱疹ワクチンは、高齢者インフルエンザなどと同様に、努力義務のないB類に該当しますので、接種に関しては自身の判断になります。

○6番（重松康宏）ありがとうございます。今ありましたように、定期接種とは予防接種法という国の法律に基づいた予防接種で、接種については推奨されていますが、強制ではなく、御自身の判断によるということと理解をいたしました。

また、その定期接種の対象者は全員ではないということですが、対象者について、またその費用についてお伺いをいたします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

定期接種対象者は、令和7年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方及び100歳以上の方、並びに60歳から64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な障がいをお持ちの方となります。令和11年度までの5年間経過措置が行われるため、65歳以上の方は5年間の間に定期接種の対象年齢となり、一度は助成が受けられます。

接種にかかる自己負担は1回の接種で完了する生ワクチンが3,500円、2回接種で完了する不活化ワクチンは1回当たり9,000円です。なお、生活保護世帯の方及び市民税非課税世帯の方については、自己負担が免除されます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。5年間は経過措置として、65歳の方だけではなく、70歳、75歳と5歳刻みで100歳までの方及び101歳以上の方ということですが、対象の方への周知方法について教えてください。

○いきいき健幸部長（阿南 剛） お答えいたします。

令和7年3月末に、対象者の方約8,200人に带状疱疹定期予防接種クーポン券を個別に郵送しております。加えて、市報やポスター掲示などで広く周知を行っているところでございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。また、今年度定期接種の対象とならない、例えば、今年度66歳になる方が4年後には70歳で定期接種の対象とはなりますが、早く接種したいということで任意接種した場合、別府市の助成制度は利用できますか、教えてください。

○いきいき健幸部長（阿南 剛） お答えいたします。

50歳以上の方であれば、予防接種法に基づかない任意接種は可能でございます。任意接種は費用の一部を助成するものでございますので、助成額は、生ワクチンが4,000円、不活化ワクチンは2回接種で完了しますが、1回当たり1万円でございます。自己負担は医療機関によって異なります。医療機関が設定する接種費用から助成額を差し引いた額が自己負担となり、医療機関窓口でお支払いいただきます。

なお、助成は定期予防接種、任意予防接種のいずれか一方のみとなります。任意接種を利用された場合は、定期接種の助成対象から外れます。ワクチンの免疫持続期間などを考慮しまして、ワクチン接種のタイミングなどにつきましてはかかりつけ医に御相談いただくように御案内しているところでございます。

○6番（重松康宏） 詳しい御説明ありがとうございます。このように、別府市の場合は大変ありがたいことなのですが、定期接種とまた任意接種による費用の一部助成の2つの仕組みがあり、混乱してしまうことがあります。別府市のホームページでは、この2つについて分かりやすく説明をされておりますが、主な対象者が高齢者であることから、市報などの紙媒体での広報をしていただくとともに、ワクチンの効果や意義などを十分に理解した上で接種を受けられるよう、ワクチンの正しい知識、また情報の周知も今後よろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○17番（加藤信康） 市民クラブを代表いたしまして、議案質疑をさせていただきます。

順番に参りますが、まず最初の、議第44号令和7年度一般会計補正予算（第1号）の観光施設費、鉄輪地区の駐車場整備については、先ほど日名子議員の質疑によりまして、議案としての中身は分かりました。ただ、まだこれ30台というお答えがありましたので、これで果たして渋滞緩和になるのかという疑問があります。

それと、あと先ほどのやり取りの中で、最終的に市が購入を検討するということがありました。近隣にはまだ民有地等駐車場に既に使っているところもあります。先々困難な事例にならなければいいなという不安が起きました。事前にそういうやり取りをしてござい

ませんので、質問としてはいたしませんけども、これは次回一般質問等でまた取り上げていこうかなというふうに思います。したがって、この件につきましてはお聞きいたしません。

次に、教育費、図書館等一体的整備に要する経費の追加額についてお聞きします。

工事費の追加があります。この要因ですけども、転石、でかい石が出てきたということですけども、その発生の状況等の説明をお願いします。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

新図書館等建設工事において、建物の基礎を築くための地面掘削時に、全体的に当初の想定を超える数と大きさの転石が発生し、その撤去と処理に費用が膨らんだため、今後の外構工事における同様の追加費用を見込んで5,700万円の追加予算を計上しております。

○17番（加藤信康） それでは、予算について国庫補助金の減額と、それに合わせて地方債への切替えが行われています。その理由を説明願います。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

先ほど御説明させていただきました施設整備工事費の追加額、それから国からの都市構造再編集中支援事業費補助金の内示額確定により減額となったため、地方債の限度額を補正し、図書館等一体的整備事業債を2億2,430万円増額する財源補正を行っています。

○17番（加藤信康） 途中で余分な工事ができたということなんですけども、それに伴いまして工期の延長となっております。結果的に、新図書館開館に対して影響はないでしょうか。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

想定外の地中障害物の撤去、後処理等の対応に時間を要したため、全体工程に遅延が生じ、今年9月末の工期は1か月程度の延長が不可避と判断しております。その分、開館準備期間が短縮されますが、令和8年3月の開設予定に変更はなく、図書館の移転オープンに向けた作業スケジュール等を調整し、万全の体制で開館準備を進めていきたいと考えております。

○17番（加藤信康） 開館に影響はないということで、安心をいたしました。

次に参ります。議第52号旧平尾邸の施設整備等に関する協定の締結について、日名子議員の質疑で大体分かりました。ただ、寄附をいただいたという歴史的建造物ですから、これを市が責任を持って整備するというのが当然だというふうに思っております。そういう中で洋館と和館、それ以外の施設もそうですけども、かなりの額の予算が投じられるということで、あとはその整備費の金額が妥当かどうかということだと思います。

それで、やはり非常に歴史的な大事な建物ということで、難しい工事をするんだろうと思うんですが、具体的にどういう工法でやられる予定なのかをお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

整備につきましてですが、洋館につきましては、建物の構造体が劣化や損傷などによってその機能が低下している部分を改善し、安全に保つようにいたします。具体的には、既存耐力壁の調査を行った上で、筋交い等による耐力壁の補強や、金物を用いた基礎・柱・横架材等の接合部の補強、小屋組みや床組みの剛性を高める補強などが想定されています。

また、国の有形文化財への登録を見据え、地域の伝統や文化財保護の観点からも、既存の建具の構造や意匠を尊重し、可能な限り元の状態に復元することを目指します。

和館につきましては、洋館より老朽化が激しいため、可能な範囲で残せる部分を生かす方針であり、外観の意匠を極力残しながら、構造体、構造耐力上主要な部分の補強を行い、耐震性能の向上を図ります。

平尾邸利活用方針検討委員会の提言にあります、飲食の提供や、地域ならではの物産販売、観光情報発信機能等を備えた大胆なリニューアルを目指しますが、平尾家はもともと

布地の販売から始め、しょうゆ販売等を通じて財を成したと言われており、この和館についても、地域の歴史的背景がある建物であり、そのストーリーを生かした改修を行ってまいります。

- 17番（加藤信康） ありがとうございます。利用方法等につきましては、また一般質問等でしっかりお聞きをしていきたいと思っております。

私の質問を終わります。

- 4番（森 裕二） 4番議員の森裕二です。ビーワンベっぷ会派を代表いたしまして、議案質疑をさせていただきます。

まず、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）予防接種に要する経費についてお聞きをしていきたいと思っております。

これは事前の聞き取りと、先ほどの重松議員の質疑等で、概要につきましては理解できましたので、私からは1点だけお聞きをしていきたいというふうに思います。

今回の補正は带状疱疹ワクチンが定期接種になったということで、接種費用の補助を行うというもののございます。また、昨年度から別府市で始めた任意接種につきましても、定期接種の条件に合わない場合に利用できるように制度は残すということのございました。しかし現状、定期接種も、別府市が行う任意接種も、どちらか1回だけしか接種費用の補助はしないということのございます。

また、生ワクチン効果の持続期間は5年程度しかなく、不活化ワクチン効果の持続期間は10年以上のございますが、2回の接種が必要なため、1万8,000円の自己負担額となってしまいます。生ワクチンと不活化ワクチンのどちらを打つか、またどのタイミングで打つかというのは、非常に悩ましい制度だなという印象を受けさせていただきました。

では、今回带状疱疹ワクチンに要する経費のうち、予防接種委託料は4,125万円というふうになっており、委託先につきましては別府市医師会とのことですが、接種者の想定人数というのはどれくらいを想定しているのか、お答えください。

- 健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

令和7年度、带状疱疹ワクチン対象者8,158人のうち、既に任意接種で带状疱疹ワクチンは完了している237人を差し引いた7,921人の約20%の人が接種すると想定し、接種見込み者数を1,584人としました。

接種率については、これまで接種した実績のある高齢者肺炎球菌ワクチン接種などの接種率を参考に算出しています。

- 4番（森 裕二） 接種率は20%を想定しているということで、実際の接種実績から算出をされたということですので、また現在のコロナワクチンの接種率も25%というふうにお聞きをしておりますので、その点も含めまして妥当な数字なのかなというふうに感じました。

今回、定期接種化されたことというのは非常にいいことだなというふうに思っておりますが、ワクチンの効果持続期間を考えると、1回だけしか接種費用の補助がないということにつきましてはまだまだ不便を感じるころのございますので、さらなる改善を期待いたしまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

次に、議第45号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてお聞きをしていきます。

今回、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則が改正されたことに伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、条例を改正するという内容のございますが、改正の趣旨としては、今の時代に即したい改正だというふうに思いますが、仕事と介護の両立支援制度等について、介護に直面した職員へ周知し、その意向を確認することとありますが、どのような方法で周知をするのか、ま

た意向の確認方法はどのように行うのか、例えば自己申告のみとなるのか等をお答えください。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

介護両立支援制度等の周知については、市役所庁内イントラネットを活用し、全職員へ制度の概要や利用方法、最新情報を定期的に更新し周知を図っていきます。該当する職員が制度を知らずに活用していないということが起こらないように、管理職向けにも制度理解と職員への適切な処置について周知をしていきます。

自己申告があった場合には、再度制度について説明し、利用促進を図っていきます。

○4番（森 裕二） 意向の確認方法は自己申告で行うということで、周知に関しては全職員に行い、管理職向けにも制度理解の周知を行うということですので、いざそのような場面になったとしても、制度を使いやすい環境ができるのではないかなというふうに感じました。

しかし今の時代、介護や育児を行っているというところも個人情報となるというふうに思いますし、周りにできるだけ知られずに制度を利用したいとか、どういう場合に制度を利用できるのかといった相談窓口の体制も必要になってくるのではないかなというふうに思います。今回、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備を講じるというふうにあります。どのような相談体制を考えているのか、お答えください。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

介護や育児等の仕事との両立等に関する相談窓口は、これまでも職場の管理職などと連携しながら人事担当部署が担ってきたところであり、対面、それから電話、メール等で匿名でも相談可能な支援体制を整備しております。

○4番（森 裕二） 対面、電話、メール等で匿名でも相談可能ということですので、利用者の立場に立った支援体制ができていると感じ、安心をさせていただきました。

では、今の時代、晩婚化の影響などもあり、育児をしながら高齢になった親の介護もしなければいけないという家族も少しずつ増えてきているというふうに感じております。そういった場合の支援体制についてはどうなっていますか。

○総務部長（竹元 徹） お答えいたします。

仕事と育児・介護のダブルケアの両立につきましては大きな社会的問題であり、そのような状況にある職員への支援は重要だと考えております。

今回の仕事と育児・介護の両立という法改正の趣旨も踏まえまして、テレワークの推進や育児・介護に関する情報の提供、また管理職によりますマネジメントによる育児・介護中の職員への業務量の調整や、加えて相談窓口では、個別の状況に応じたアドバイス等を提供していくことで、育児と介護の両方に直面している職員の負担を軽減し、仕事と生活のバランスを保てるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○4番（森 裕二） PTAなどでも、仕事をしながら育児と介護の両方をやっていて、PTA役員なんてとてもできませんと言われることが最近多くなったなど非常に感じております。これらの問題は、市の職員だけの問題ではなく、先ほど答弁にもあったように大きな社会問題となってきております。市役所で行っている対応が今後参考となり、民間のモデルとなって社会全体に広がっていくのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひしっかりとした対応と対策をお願いし、次の質問へ移りたいというふうに思います。

では次に、議第48号別府市税条例の一部改正についてお聞きをしていきます。

今回、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、条例を改正するとありますが、この改正内容について質疑をさせていただきます。

まず、特定親族特別控除が創設されたとありますが、これはどのような経緯で創設されることになったのか、またその内容はどうなっているのかについてお答えください。

○市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

特定親族特別控除は、いわゆる 103 万円の壁について厳しい人手不足の現況において、特に大学生のアルバイトの就業調整に税制が一因となっているとの指摘があり、所得税と個人住民税において新たに創設された所得控除になります。

その内容については、これまでの特定扶養控除に加え、年収要件の引上げにより、個人住民税では 19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子などの合計所得金額が 95 万円、給与収入では 160 万円までは、これまでの特定扶養控除と同額の 45 万円の所得控除が受けられ、また、大学生年代の子などの合計所得金額が 95 万円、給与収入では 160 万円を超えた場合でも、合計所得金額 123 万円、給与収入 188 万円まではこの控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入しております。

○4 番（森 裕二） 国会でもいろいろと議論をされました 103 万円の壁による就業調整問題の解決策として創設されたのが、今回の特定親族特別控除ということが大変よく理解できました。

では、次に加熱式たばこに関わるたばこ税の課税標準の特例についても改正が行われておりますが、たばこ税は一部が地方税として課税をされておりまして、別府市においても貴重な財源の一つとなっております。最近では、紙巻きたばこよりも加熱式たばこを吸っている人のほうをよく見かけるといふうに感じておりますが、どのような特例ができたのか、その内容についてお答えください。

○市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

近年、加熱式たばこは紙巻きたばこの代替として販売が拡大しているにもかかわらず、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況にあることから、国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても同様の見直しが行われております。

具体的には、これまで加熱式たばこの重量の 0.4 グラムをもって紙巻きたばこの 0.5 本に換算する方法から、0.35 グラムをもって紙巻きたばこの 1 本に換算する方法に変更されます。

○4 番（森 裕二） 加熱式たばこの需要拡大に伴い、税の見直しが行われ、現状よりほぼ倍の本数換算となるということです。地方たばこ税も増収が見込まれるということがよく分かりました。

では次に、議第 49 号別府市税特別措置条例の一部改正についてお聞きをしていきます。

これは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の期限を延長しようとするもののございですが、この制度の概要等、今回の改正内容についてお答えください。

○資産税課長（十川宏治） お答えします。

まず、制度について説明いたします。本条例につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づいて、大分県の承認を受けた事業者が、3 年間固定資産税の免除を受けることができることを規定したものであります。

大分県の地域牽引事業には、県内の資源を生かした 10 種類の事業がございます。別府市の場合では、観光資源を活用したサービス業として、ホテルの建設のほか、特産品を生かした食品の製造などが想定されています。

大分県の承認を受けるためには、事業者が新たに 1 億円以上の設備投資をすることや、事業による付加価値が 4,600 万円増加すること、県内の事業者に経済効果をもたらすことなどの条件があり、事業者には非常にハードルの高い条件ではございますが、新たな投資を促進することにより、地域経済の活性化に資することが期待されています。

なお、今回の条例改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたこと

に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置期限を3年間延長し、令和10年3月31日とするものであります。

- 4番(森 裕二) 県の承認が必要で、承認された事業は3年間固定資産税の免除を受けることができるというもののようですが、別府市では主にホテルの建設で使われるとのことですが、既に多くのホテルが建設をされており、他の分野への活用を促進していく必要があるのではないかとこのように思います。

しかし、承認されるためには条件のハードルがかなり高いようでございますので、どこまで活用できるのかなというふうに思っております。今回の改正によりまして、一件でも多くの事業者にご利用できる制度になればというふうに期待をしております。

以上で、私からの議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 9番(美馬恭子) 引き続きまして議案質疑、お願いしたいと思っております。日本共産党の美馬恭子です。

同じ議案質疑で日名子議員、そして加藤議員から質問されました答弁の内容を聞きまして、大まかなところは理解できましたので、その中でもう一つ聞きたいところがありますのでよろしく申し上げます。

令和七、八年度の旧平尾邸の施設整備ですけれども、これに関してはB-i-z LINKが利活用設計・施工業務、簡易型プロポーザル方式で入札ということで、もう入札が決定して1社であるということが分かりました。B-i-z LINKとしては、プラットフォームとしての活動が大変評価されているということでしたけれども、地域ビジネスのプロデュース、観光マーケティング、そして別府のインターナショナルプラザというふうな形で3つの基本的な仕事をされているということですが、今回、やはり私が思ったのは、どうしてB-i-z LINKがこのようなプロポーザル方式の入札までしていくのかというね、そういうふうになった経過を、今先ほど日名子議員の方にしっかり説明されていましたが、いま一つはっきりしないところです。市に寄附された市の財産です。それを、私たちにははっきり見えない状況の中でプロポーザル方式を決定したということ自体が、やはり少し疑問になるんですけれども、ここをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

- 観光・産業部長(日置伸夫) お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになるかと思いますが、旧平尾邸につきましては、宿泊施設、カフェ機能などを想定しており、いかに多くの観光客に情報発信し、浜脇地区に足を向けてもらうか、また、歴史的建造物を活用した新たな観光の形をB-i-z LINKのほうでプロデュースをいたしまして、先ほどの観光客、またインバウンド向けのコンテンツとしての整備が必要と考えられることから、収益性や運営費のオペレーション等も踏まえまして、指定管理者でございますB-i-z LINKによる民間的発想で設計・施工を行うことが、より効果的に事業実施することが可能ということで、B-i-z LINKのほうで実施するものでございます。

- 9番(美馬恭子) 中身としてはね、説明された内容で理解はできるんですけれども、やはりその内容、動いていく中で、ぜひ私たち議会のほうにも逐次説明をしていただきたいなというのは感じております。市の財産として、これから観光施設として整備されていく中で、議会でもきちっと進捗状況を教えていただければ、その中でまたお話ができていくのではないかなと思いますので、それに関しては日名子議員もしっかり言っていましたけれども、私からも重ねてお願いしたいというふうに思います。

それでは、引き続きまして次の、議題44号ですね、観光施設管理に要する経費ということで、ここでも1点お伺いしたいというふうに思います。

おおむね30台程度、賃貸借契約ということで、30台普通車が止まるということで、少

しは駐車場スペースができたのかなというふうには考えていますが、山地獄の前の駐車場スペース、あそこに入るのにやはりかなり道が混みます。土日でも、そして夏とか5月の連休の時期は、上から下りてきますと高速道路からずっと車が入ってきまして、車線が広がる手前で入らないといけないという状況になりまして、かなり渋滞が続いています。そんな中で30台入る。入れ替わりがあるということでしたけれども、そこでも渋滞が起きるのではないかなと大変心配しています。鉄輪自体がそんなに車が駐車できるところではありませんが、いろいろ見ましたところ、民間の駐車施設もあるようですがそれでも台数は少ないようです。私も扇山のほうに住んでいて、上のほうにはよく上がっていきんですけども、やはり高速から入ってくる福岡ナンバーのレンタカーが大変多いです。そのレンタカーを運転されている方が外国人という場合もかなり多くて、標識等がはっきり理解されているのかな、ここで止まっていいのかなというふうなところも随分見かけました。ですので、駐車場整備に伴ってぜひ標識に関してもしっかりと考えていただきたいと思いますというふうに思っていますので、警察等とも話し合っただけであればというふうに感じています。

そして、聞き取りの中でもお聞きしたんですけども、バスの台数もかなり多いです。バスはそんなに長期には止まらないのしょうけれども、やはり海地獄ですかね、それと下の地獄のところ止めるスペースがないときには、路上で人を降ろしているというような状況も見かけますので、このバスに関しては今後どのような形で駐車場スペースを確保されていくのか、お考えがあったらお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

今回の駐車場の整備におきましては、駐車できる車種としては普通車のみと考えております。バスの駐車についても検討したところでございますが、敷地の面積であったり、形状の問題、また周辺の観光事業者等から聞き取りをしたところ、観光バスについては、部分的には議員さんおっしゃられるように入り切れるところもあるかもしれませんが、比較的出入りが短時間で、既存の施設のバス用の駐車場で賄っており、普通車のほうが圧倒的に不足しているという御意見もありました。そういった意味で、今回普通車のみとしております。

また、バスの状況把握に努めながら検討してまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子） オーバーツーリズムといいましても、土日、それから祝日、5月の連休、夏休みと休みが続くときに、かなり車の量が多くなって大変になるということのようなんですけれども、しかしゆっくりと鉄輪を観光するためには、やはり今後も民有地なり整備をしていただきたいと思います。そして、鉄輪の中にたくさんの観光客が見えるような形で安心して動けるような、そういう駐車場の整備を今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を終わります。

○1番（塩手悠太） 1番、有志の会の塩手悠太です。

先に質問された議員さんの質疑で、ほとんど私の聞きたいことは確認することができたので、私からは1つの条例議案について幾つか確認だけさせていただきたいと思ひます。

議第45号の別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてというところでございます。これは森裕二議員さんも質疑しておりましたが、重複しないようなところで質疑いたします。

この条例改正の案については、職員の方が働く上でより今まで以上に育児だったりとか、介護というところの両立支援が拡充されて、今まで以上に職員さんの力が発揮できやすいような改正になったというふうに理解はしています。詳細はもう、森裕二議員さんがいろいろ説明して下さったんで割愛させていただきますが、今社会課題として、国家公務員の方の離職だったり、それに伴って地方公務員の方の成り手不足だったり、あとは介護

というところの課題に対して、介護離職というところでどんどんどんどん人が辞めてってるといふそういう課題がある中で、民間企業さんも、そういった仕事と生活の両立支援というところの取組については非常に力を入れているというところで、今回のこの条例改正案も、そういった流れを組んだ改正になっているというふうに思っていますというところで、私はこの条例改正については、職員の方が今まで以上に働きやすくなるというところにおいては、非常にいい内容になっているというふうに思うんですが、ただ、幾らいいルールというか、ものをつくったというか、改正したとしても、支援を必要とする職員さんがこれをしっかりと活用できるような取組、練られた取組までしっかりと考え上げなければ、これは効果があまりないんじゃないかなというふうに私思いましたんで、そういった問題意識に基づいて、この改正によってどういう具体的な取組をこれから別府市が考えているのかというところについて、確認をさせていただきます。

私が着目したのが、第16条の4に追加されたところになります。この中では、任命権者は職員に対して、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするために、次に掲げる措置を講じなければいけないということで、3つ措置を上げています。

その中でまず1つ目、職員に対する介護両立支援制度に係る研修の実施というところがあるのですが、この文言だけではなかなか把握ができないところがあります。というのも、先ほど森裕二議員の質疑の中で、全職員というふうにおっしゃっていましたが、この文言だけでは職員というのは正規職員さんだけなのか、それとも制度はちょっと違いますけど、会計年度任用職員さんも対象になるのかというところが分かりませんし、また研修の実施というところでも、1回だけ研修をしたらもうそれで終了なのか、それとも年に1回定期的に研修をやられるのかというところもなかなかちょっと理解できない、分からないところがありますんで、この1つ目の措置についてどういうふうに別府市は今後取組を考えられているのかというところをお聞かせください。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

職員に対する介護両立支援制度等に関する研修については、全職員を対象とする介護制度の基礎知識に関する研修や、管理職向けの介護と仕事の両立支援マネジメント研修など、オンラインやeラーニングなどを柔軟に活用し、制度更新情報の提供も含めて定期的な開催を計画しています。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。正規職員並びに会計年度任用職員さんも対象にするということで、非常にこれはいいことだと思いますし、また、新人職員さんから管理職の職員さん含めて研修をするということで、より周知にもつながりますし、さらに制度の熟知にもつながっていく研修になるというふうに思います。これは措置で、取組を考えられているような研修をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

2番の項については、もう森裕二議員さんが確認していただきましたので、最後に私から3つ目の措置について、その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置というところで、この勤務環境の整備というところ、この文言だけではちょっと理解というか分かりにくいところがあると私は思いますので、具体的にどういう取組を考えられているのか、これについてお答えください。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

その他の勤務環境の整備としては、テレワークの推進や介護休暇の取得促進の周知、介護と仕事の両立に関する他自治体での事例の共有とその事例の導入の検討、介護に関する情報提供などの措置を行っていきます。

これらの措置を通じて、職員が介護と仕事の両立しやすい環境を提供するとともに、介護離職の防止を図っていきます。

○1番（塩手悠太） テレワークという言葉も出てきましたし、今後他都市の取組というところ

ころも研究されるというふうに思いますんでそうなるとフレックス制度とか、そういったところも今後考えられるのかなというふうに思いますので、支援を必要とする職員さんが十分にこの制度を活用できるようにしっかりと体制を築いていただいて、なぜ私がここまでちょっとしつこく、細かい質問するのかというと、この議会で可決された後ですけど、これ来月7月の1日からもうこれは施行されるということで、実際にもうこれを適用を考えている職員さんもいらっしゃるというふうに思いましたので、具体的な取組について確認をさせていただきました。

今説明された措置についてしっかり取組を考えられているというところでしっかり理解できましたんで、この取組については十分に取り組んで実施していただきたいということをお願いして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野正明） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

明日13日から17日までの5日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は18日定刻から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時15分 散会